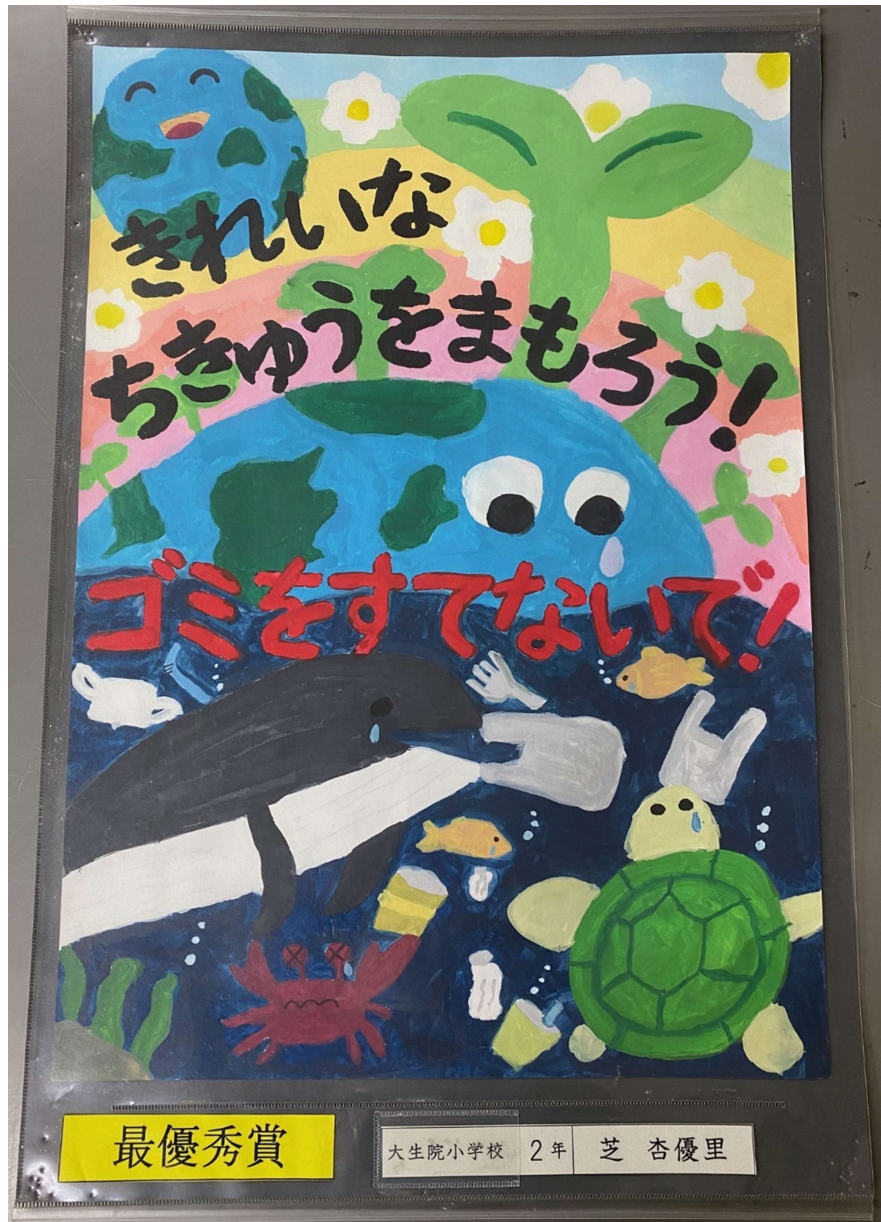


にいはまプラスチック資源循環戦略



令和5年3月

新居浜市

内容

第1章 策定の背景とプラスチック資源循環に向けた基本方針	1
1 プラスチック資源循環戦略策定の背景と目的	1
2 国の動向	1
3 愛媛県の動向	3
4 プラスチック資源循環戦略の位置付け	5
5 プラスチック資源循環の実現に向けた基本方針	6
6 対象期間	6
第2章 現状及び課題の整理	7
1 プラスチック3R+Renewableの推進に関すること	7
(1) 現状及びこれまでの取組	7
(2) 課題の整理	9
(3) 本市の特徴、強み	10
2 海洋ごみ問題（海洋プラスチックごみ対策）に関すること	11
(1) 現状及びこれまでの取組	11
(2) 課題の整理	12
第3章 プラスチック資源循環に向けた取組	13
1. プラスチック3R+Renewableの推進	13
(1) プラスチックごみのリデュースの徹底、リユースの促進	13
(2) 繰り返し使える製品及び再生可能な資源への代替	13
(3) プラスチックの分別回収、適正処理及びリサイクルの推進	14
2. 海洋ごみ問題の解決（海洋プラスチックごみ対策）	15
(1) ポイ捨て・不法投棄の撲滅	15
(2) 廃棄物適正処理、海洋ごみの回収処理	15
(3) 代替素材活用の推進	15
(4) 海洋ごみの実態把握	16
第4章 本戦略の成果指標	16
(別紙1) 各主体の具体的な取組	17

第1章 策定の背景とプラスチック資源循環に向けた基本方針

1 プラスチック資源循環戦略策定の背景と目的

プラスチックはその利便性の高さからペットボトルや容器包装等、様々な用途で使用されており、私たちの生活に必要不可欠な素材となっています。一方で、プラスチックごみは焼却処理に伴い温室効果ガスが排出する大きな要因となっており、脱炭素社会の実現に向けて解決しなくてはならない課題です。また、近年では海洋プラスチック汚染が国際的な問題となっており、SDGsにおいても目指すべき目標の1つとして掲げ、地球規模での対応が必要とされています。このような背景を踏まえ、本市としても、家庭から排出される一般廃棄物のプラスチックごみを取り巻く課題に総合的に取り組むため、国や県の戦略・方針をもとに本市の特性を生かした「基本的な考え方や方向性」、「各主体の具体的な取組」などについて取りまとめ、プラスチック資源循環の取組を今まで以上に進めていくこととします。

2 国の動向

国は、令和元年6月のG20大阪サミットで、海洋プラスチックごみによる新たな汚染を令和32（2050）年までにゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」を表明し、参加国と共有しました。また海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題、諸外国の廃棄物輸入規制強化等への対応を進めるため、令和元年5月に、各関係省庁が連携して「プラスチック資源循環戦略」を策定し、3R+Renewable※を進めるものとしており、令和2年7月には本市が全国に先行して実施していた「マイバッグ運動」を全国に波及させ、レジ袋の有料化を全国でスタートしました。さらに、令和4年4月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（以下「プラスチック資源循環促進法」）を施行し、プラスチックの資源循環の促進などを総合的かつ計画的に推進するための基本方針が示されています。

（※3R+Renewableとは：Reduce(リデュース)=廃棄物の発生抑制、Reuse(リユース)=再使用、Recycle(リサイクル)=再資源化、Renewable(リニューアブル)=再生可能資源への代替)

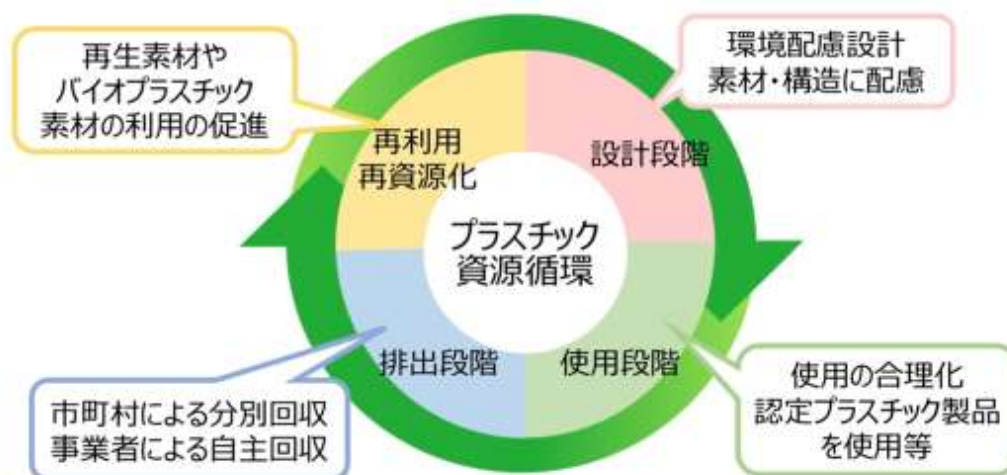
国によるプラスチック資源循環の取組み



国が示したプラスチック資源循環のマイルストーン（目標）

		2025年まで	2030年まで	2035年まで
リデュース		ワンウェイプラスチックを累積25%削減		
リユース・リサイクル		リユース・リサイクル可能なデザインに		
		容器包装の6割をリユース・リサイクル		
		使用済プラスチックを100%有効利用		
再生利用・バイオプラスチック		再生利用を倍増		
		バイオプラスチックを200万トン導入		

新しいプラスチック資源循環の考え方



基本原則 = 3 R + Renewable

3 愛媛県の動向

愛媛県は、風光明媚な自然景観を有し、全国第5位の長さの海岸線と全国有数の港湾・漁港数を有し、プラスチックごみによる海洋汚染は、海洋環境や沿岸環境のみならず、水産業や観光等幅広い分野に深刻な影響を及ぼすおそれがあることから、「えひめプラスチック資源循環戦略」を令和2年3月に策定し、オール愛媛で、プラスチック循環を進めていくこととしています。

えひめプラスチック資源循環戦略の概要

方針：「プラごみ対策先進県えひめ」のブランド化
 （地域イメージの向上並びに地場産業の活性化）

目標：3R（リデュース・リユース・リサイクル）+Renewable（持続可能な資源）

- ・ワンウェイのプラスチック製品等の使用を合理化し、無駄に使われる資源を徹底的に減量。
- ・プラスチック製品等の原料を再生材や再生可能資源（紙、バイオマスプラスチック等）へ適切に切り替え。
- ・できる限り、長時間プラスチック製品を使用。
- ・使用後は、効果的・効率的なリサイクルシステムを通じ、徹底的に分別回収し、循環利用。（リサイクルによる再生利用のほか技術的、経済的に困難な場合、熱回収によるエネルギー利用を含む。）
- ・3Rの取組や適正な廃棄物処理を前提に、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないことを目指し、ポイ捨て・不法投棄撲滅、清掃活動の推進によりプラスチックの海洋流出を防止。また、海洋ごみの実態把握、海岸漂着物等の適切な回収の推進により海洋汚染を防止。

重点戦略：実効的な、プラスチック資源循環の促進と海洋プラスチックごみ対策の推進

- ・プラスチック資源循環の促進

リデュース等の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ワンウェイプラスチックの使用削減（普及啓発等を通じた意識醸成） ・プラスチック代替製品等の開発・販路開拓・利用促進 ・リユース製品等の利用促進 ・消費者のライフスタイルの変革を通じたリデュース、リユース等の取組の推進
効果的・効率的で持続可能なリサイクル	<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収・リサイクル等の徹底推進 ・漁具等の陸域回収の徹底 ・適切な店頭回収や拠点回収の推進
再生材・バイオプラスチックの利用	<ul style="list-style-type: none"> ・需要喚起策（県・市町による率先調達、消費者への普及啓発） ・可燃ごみ指定袋などへのバイオマスプラスチック使用

・海洋プラスチックごみ対策の推進

海洋プラスチックごみ対策の推進	<p>プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指した</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ポイ捨て・不法投棄撲滅・適正処理 ・海岸漂着物等の回収処理 ・代替イノベーションの推進 ・海洋プラスチックごみの実態把握 ・マイクロプラスチックの海洋への流出抑制
-----------------	--

各主体の具体的な取組

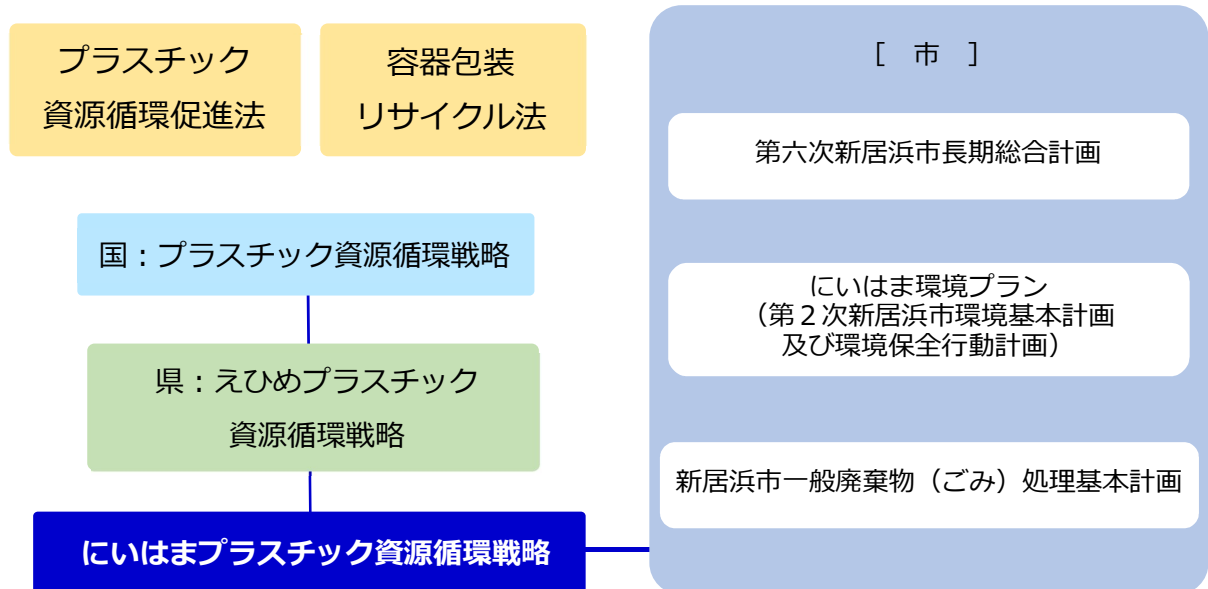
重点戦略に掲げる取組を実効的かつ効果的なものにしていくため、行政（県・市町）、企業・団体等、県民が、「各主体の具体的な取組」の項目に基づき、主体的かつ積極的に連携、協働し、幅広い取組の実施に努める。

成果指標：

	項目	現時点	目標（R6）
（1）プラスチック資源循環の促進			
1	環境にやさしい買い物キャンペーン」参加店舗数	515店舗 (R1時点)	715店舗
2	プラスチック容器包装（PETボトル除く。）の分別収集実施市町数	11市町 (R1時点)	20市町
（2）海洋プラスチックごみ対策の推進			
3	クリーン愛媛運動の参加者数	218千人	現状より増加
4	愛リバー・ロード・ビーチ登録団体数	563団体 (H30時点)	現状より増加
5	経年調査地点におけるプラスチックごみ回収量	R2年度より 調査実施	R2より減少

4 プラスチック資源循環戦略の位置付け

プラスチックごみを取り巻く環境は近年急激に変化しており、今後も様々な動きが予想されるため、本戦略との関連性が特に強い「新居浜市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」の改定のタイミングで、国・県の動向等を踏まえた具体的な取組などを適宜反映します。



5 プラスチック資源循環の実現に向けた基本方針

プラスチックごみの回収・処理に係る問題のほか、海洋プラスチックごみによる問題を解決するため、以下の3つの視点から、プラスチック資源循環の体系づくりや、多様な主体との連携、市民等への意識啓発等の施策を推進します。

プラスチック資源循環の実現に向けた基本方針

プラスチック3R+Renewableの推進

- 1 リデュースの徹底、リユースの促進
- 2 繰り返し使える製品及び再生可能な資源への代替
- 3 プラスチックの分別回収、適正処理及びリサイクルの推進



海洋プラスチックごみ対策

- 1 回収・処理体制の構築
- 2 海洋ごみ発生抑制の推進



多様な主体との連携・協働

- 1 本市の製造業を中心とした、民間企業との連携
- 2 各種ボランティア団体等との連携
- 3 本市の各種学校及び県内大学との連携



6 対象期間

本戦略の方針で示す「3R+Renewableの推進」や「海洋プラスチックごみ問題」への対応は、世界共通の目標であるSDGsでも求められていることから、SDGsの達成目標と合わせて2030年度に向けて実効的に進めていきます。

第2章 現状及び課題の整理

1 プラスチック3R+Renewableの推進に関すること

(1) 現状及びこれまでの取組

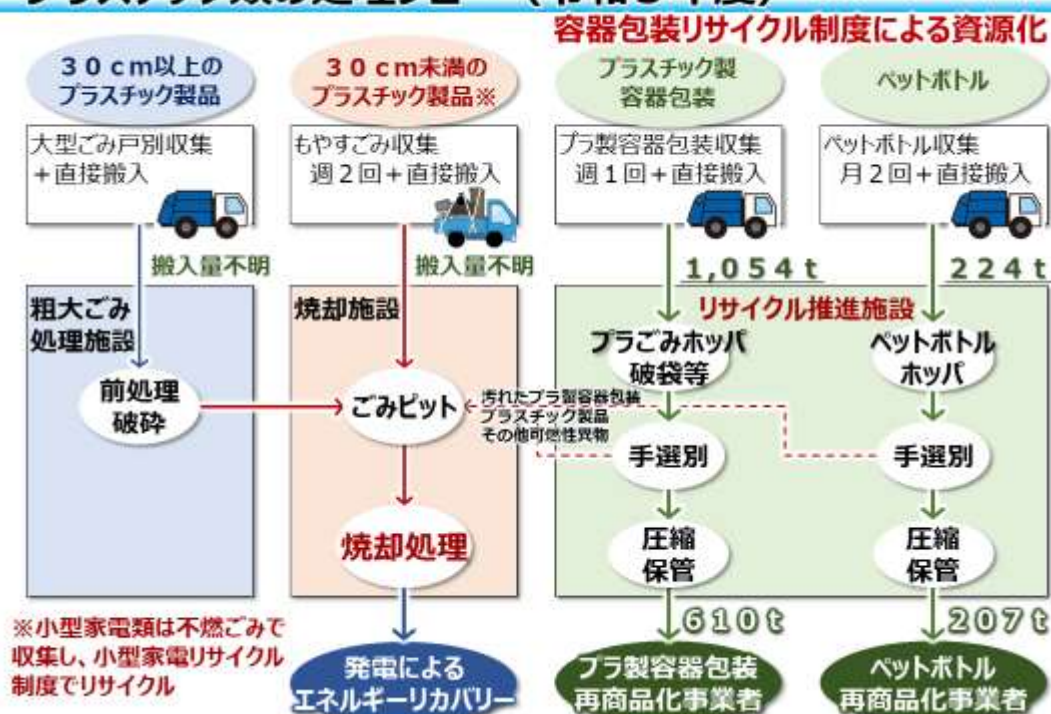
本市では、平成20年10月に市内大手スーパーマーケット事業者、市民団体と「新居浜市レジ袋削減推進協議会」を発足し、協議を重ねました。平成21年6月から市、事業者、市民団体の三者で協定を結び、レジ袋の無料配布廃止の取組をスタートしました。その後、マイバッグの持参推進キャンペーンとともにレジ袋削減店頭キャンペーンを毎年実施しています。令和2年7月からは国の取組により全国でレジ袋が有料化されました。(本市の令和2年度のマイバッグ持参率は81.4%)

また、市内に店舗がある小売事業者において、プラスチックトレイやペットボトルの店頭回収の取組、スプーンやフォーク等を木製や紙製等の環境配慮素材に切り替える取組など、使い捨てプラスチック削減やその他3Rの推進を始めとした環境保全への取組をそれぞれ推進しています。

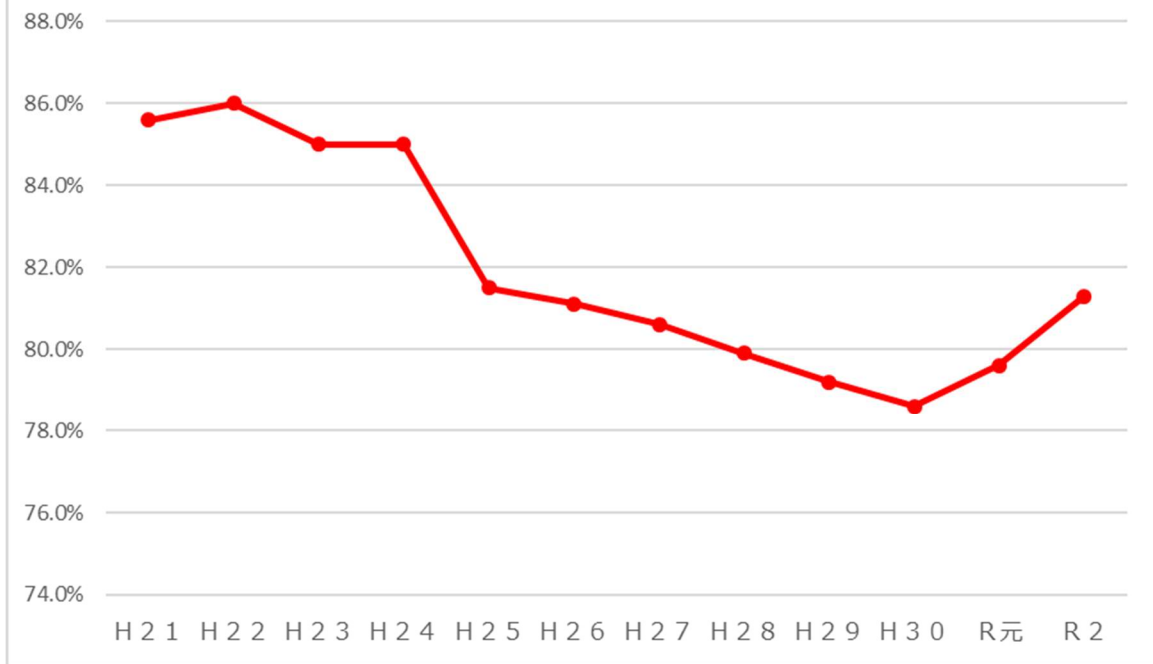
一方で、市の定期収集においては、いわゆるプラスチック製品や汚れたプラスチック製容器包装は燃やすごみになるなど、プラスチック製容器包装は分別が分かりにくいと言われており、市民一人ひとりの分別やごみ減量化への意識向上が重要となります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響によるライフスタイルの変化等により、プラスチック容器包装の排出量は増加傾向にあります。

プラスチック類の処理フロー (令和3年度)



新居浜市マイバッグ持参率



新居浜市マイバッグ店頭キャンペーン



(2) 課題の整理

〈意識啓発に繋がる取組の醸成〉

マイバッグの持参率が高いこと等から、プラスチック排出抑制に対する取組が定着していることがわかりますが、マイバッグ運動に次ぐ幅広い世代が取り組むことができる活動として、長期的な意識啓発に繋がる取組が必要です。

〈事業者間の好事例の共有〉

現状においても、各事業者においてプラスチックごみの排出抑制や再生材の活用等の取組がなされています。一方で、自社における廃棄物の処理状況を把握していない事業者も一定数あり、各事業者の好事例が共有されることで、更に取組が推進される可能性があります。

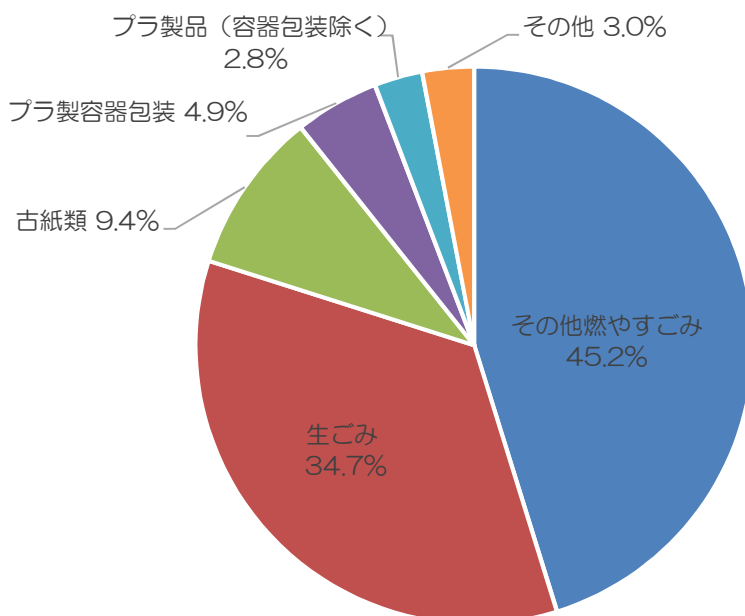
〈意識啓発の取組強化〉

行政は市民や事業者に対し、分別への関心の醸成や理解促進、環境配慮型製品の環境負荷軽減に関する情報発信等の取組をこれまで以上に推進していくことが必要です。

〈プラスチックの収集体制〉

本市は、容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラの分別収集・再商品化には既に取り組んでおり、その他のプラ製品も燃やして熱回収し、発電につなげています。ただし、プラごみの焼却処理は、原油が原料であるため、CO₂を排出し、地球の温室効果ガスの増加につながります。プラスチック資源循環促進法の施行により現在燃やすごみとして収集しているプラスチック製品ごみも分別収集・再商品化の努力義務が課せられています。

令和3年度可燃ごみ開封調査結果



令和3年度の「可燃ごみ開封調査」では、可燃ごみとして処理しているプラスチック製品（容器包装除く）が2.8%、プラスチック製容器包装として分別しているものが4.9%含まれていました。

今後も定期的に開封調査を実施し、正しい分別について周知するとともに、プラスチック製品ごみの分別収集・再商品化についても検討を進める必要があります。

(3) 本市の特徴、強み

プラスチックごみ問題の解決に向けては、既存の取組に加え、プラスチックごみに係る本市の課題の解決に向けた新たな施策を推進していく必要があります。そして、新たな施策の検討にあたっては、下記のような本市の強み・特徴を活かした施策検討が重要となります。

○市内には、化学工業をはじめ数多くの企業・工場が立地し、優れた環境技術を有する企業が産業振興、イノベーションを推進する基盤がある。

○環境美化推進協議会、地球高温化対策地域協議会、いはいま環境市民会議など市民・事業者との意見交換や連携を行う機会が充実しており、協働による取組が行いやすい。

ものづくり事業者を中心とした本市の状況



市民一斉清掃



環境美化功労者表彰



2 海洋ごみ問題（海洋プラスチックごみ対策）に関すること

（1）現状及びこれまでの取組

市内の海岸では、多くの海洋ごみが漂着しており、深刻な問題となっています。現在、地域やボランティア団体、企業等によって海岸の清掃活動が行われており、近年では、市内小・中学生や高校生の活動や、自治会、NPO団体等による河川清掃活動も増加しています。漂着ごみは、ボランティア団体が運搬又は行政がごみパトロール車等で回収しています。海岸漂着ごみとして回収された可燃物は、新居浜市清掃センターで焼却処理しており、不燃物は選別し適正な処分をしています。

海岸清掃のようす



海岸プラごみ清掃（地球高温化対策地域議会）



河川清掃のようす



(2) 課題の整理

〈海洋ごみ問題の周知〉

海洋に流出するごみのほとんどが家庭から生じる生活系のごみであることから、市民一人ひとりに向けた情報発信を強化し意識改革を行っていく必要があります。

〈マイクロプラスチック問題〉

海洋生態系への影響が懸念されているマイクロプラスチックも多く見つかっています。※マイクロプラスチックになると回収が非常に困難となるため、将来に大きな課題を残さないためにも、プラスチックの海洋流出を抑制する広い取組が必要となってきます。

〈海洋ごみ、漂流ごみの回収・処理システムの構築〉

観光や漁業に大きな影響を与えている海洋ごみ、漂流ごみについて、ごみの種類や回収量及び処分可能量を把握した上で、回収・処理システムの構築をする必要があります。

海洋ごみでプラスチックごみが占める割合



※マイクロプラスチックは、サイズが5mm以下の微細なプラスチックごみで、歯磨き粉や洗顔剤に含まれるビーズなどの小さなプラスチック、またはレジ袋やペットボトルといったプラスチックごみ等が、紫外線や波によって5mm以下まで細くなったものをさします。海洋生物が餌と間違えて食べることで、吸着する化学物質が食物連鎖中に取り込まれることによって、悪影響を及ぼすおそれがあるとされています。

出典：環境省「海洋ごみをめぐる最近の動向」平成30年9月

第3章 プラスチック資源循環に向けた取組

基本方針に基づき、市の取組としてどのような方向性で具体的施策を推進していくかを以下にまとめました。また、プラスチック資源循環の実現のためには、市民一人ひとり、事業者、その他関係団体それぞれが意識を持って協働して活動していくことが必要です。市全体の意識を高め、プラスチック資源循環の実現に向けた活動に取り組んでいきます。

(別紙1に各主体の具体的な取組をまとめています。)

1. プラスチック3R+Renewable の推進

「使い捨て」という資源の利用方法を見直し、必要性の低いワンウェイプラスチックの使用削減や繰り返し使用できる製品の利用を推進します。また、正しい分別の理解を促進することで、リサイクル率の増加を図っていきます。

(1) プラスチックごみのリデュースの徹底、リユースの促進

プラスチックごみ問題を市民一人ひとりの身近な問題として捉えてもらうため、SNSや動画配信サービス等を活用して情報を発信していきます。

事業に伴い発生するプラスチックごみの削減に向けては、各事業者の取組の集約・発信により、事業者における環境に対する取組への更なる強化を図っていきます。

具体例

- マイバック・マイボトル運動等の実施
- 公共施設の売店や自販機でのペットボトル飲料の販売抑制
- 事業者と連携し、まだ使える物をリユースする仕組みづくり
- 先進的な取組を行う事業者の取組内容の紹介等

(2) 繰り返し使える製品及び再生可能な資源への代替

マイバッグやマイボトル等、市職員による積極的な取組により市庁舎から排出されるプラスチックごみの抑制、情報を発信するとともに、公共工事等でプラスチック代替製品活用ができないか検討をします。

具体例

- 関係機関と連携したリユーズブル製品の利用促進に係る普及啓発
- 市役所職員による取組の積極実施及び発信（マイボトルやマイ箸の利用促進、イベント等の飲料提供におけるプラスチック製容器から紙製容器等の代替素材への切替等）

(3) プラスチックの分別回収、適正処理及びリサイクルの推進

プラスチック製容器包装の分別を徹底し、リサイクル率の向上を目指します。

また、家庭からのプラスチック製品廃棄物についても、近い将来に向けて、市民が分かりやすく、コストも考慮した分別収集・再商品化できる方法等について検討を行います。

具体例

- 分別の啓発のため、ごみ分別大辞典やSNS、動画サービス等で情報発信
- プラスチック資源循環促進法に基づく、プラスチック容器包装とプラスチック製品の一括回収の実施に向けた検討 等

新居浜市のプラスチックごみ処理の今後の課題と方向性

現状

- ◆ 容器包装リサイクル法に基づく容器包装プラの分別収集・再商品化には既に取り組んでいる。
- ◆ 製品プラは焼却処理し、サーマルリサイクル（発電）を行っている。
- ◆ プラスチック資源循環法施行、循環型社会構築、2050カーボンニュートラルなど、製品を含めたプラスチックの分別収集・再商品化（マテリアルリサイクル・ケミカルリサイクル）が社会的要請と認識。
- ◆ 循環交付金の要件化により、将来何らかの形で製品プラも含めた取組が必要。

課題

- ◆ 現体制では製品プラを含むプラスチックの分別収集・再商品化は実施できず、新たな体制の構築が必要。（収集運搬、ごみの大きさ30cm以下→50cm以下、選別能力、圧縮梱包能力等）
- ◆ プラスチック分別収集・再商品化は、容リ法指定法人ルート、認定再商品化計画ルート、独自処理などが制度上可能であるが、それぞれに課題が多く、詳細情報が不足している。
- ◆ 製品プラを含め、プラスチックリサイクルについて、再構築すべく、調査研究を開始

方向性

- ◆ 近い将来の新たなプラスチックの分別収集・再商品化体制を構築を図るべく、調査研究、検討をおこない、一定の方向性を見出したい。
- ◆ 幅広く手法を検討し、持続可能な手法を検討していく。

2. 海洋ごみ問題の解決（海洋プラスチックごみ対策）

海洋プラスチックごみ対策については、プラスチックごみの流出による海洋汚染が生じないこと（海洋プラスチックゼロエミッション）を目指し、プラスチック資源循環の促進を図るとともに、海洋プラスチック汚染の実態の正しい理解を促し市民の機運を醸成し、①犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄の撲滅を徹底した上で、②清掃活動を含めた陸域での廃棄物適正処理、海洋ごみの回収処理、③代替素材活用の推進、④海洋ごみの実態把握について、以下のとおり取り組みます。

（1）ポイ捨て・不法投棄の撲滅

犯罪行為であるポイ捨て・不法投棄撲滅に向けて、市民や事業者への普及啓発活動を積極的に展開するとともに、パトロールの実施や関係機関と連携した不法投棄当事者への原状回復の指導等を強化し、また、各地域で行われている環境美化・清掃活動と一体となって、プラスチックの陸域から海への流出を抑制します。

具体例

- ごみパトロールの強化
- 監視カメラや啓発看板の設置
- SNSやHP、市政だより等での啓発
- 市民一斉清掃での海岸・河川を重点とした清掃の実施 等

（2）廃棄物適正処理、海洋ごみの回収処理

国・県の支援等を活用するほか、清掃ボランティア活動による地域の海岸漂着物等の回収を支援します。

具体例

- 国や県の補助金等を活用した回収の検討
- ボランティアごみのパトロール車での回収や清掃センターでの処理の支援 等

（3）代替素材活用の推進

海で分解される素材（紙、海洋生分解性プラスチック等）の利用を進めます。

具体例

- 公共工事等で紙・海洋生分解性プラスチックの活用検討
- 先進的取組の紹介 等

(4) 海洋ごみの実態把握

県が調査する市内の沿岸・海域における漂流・漂着ごみやマイクロプラスチックの実態及び経時的変化のデータを参照することにより、海洋プラスチックごみ削減のための効果的な施策の検討を図ります。

具体例

- 県の海洋ごみ調査への協力
- 調査データの考察や広報 等

第4章 本戦略の成果指標

本戦略における施策の進行状況を把握するため、成果指標を設定します。

項目	現時点 (2021)	中間 (2026)	目標 (2030)
◎プラスチック3R+Renewable の推進			
使い捨てプラスチックの市清掃センター処理量 (容器プラ+ペットボトル)	1,278 t	1,120 t	959t (25%減)
にいはま3Rネットワーク登録団体 (プラスチック関連)	0件	15件	30件
プラスチック製品の分別収集	未実施	未実施	実施
◎海洋ごみ問題の解決 (海洋プラスチックごみ対策)			
不法投棄対応件数	19件	15件	10件 (50%減)
愛リバー・愛ロード・愛ビーチ登録数 (新居浜市分)	54件	現状より増	現状より増
新居浜市公共施設愛護事業 (アダプトプログラム) 団体登録数	108件	現状より増	現状より増

※にいはま3Rネットワークとは、3Rに取り組む事業者等の情報を市が総合的に登録・広報する取組

※愛リバー・愛ロード・愛ビーチは県管理施設の愛護事業で2022.12.1現在の登録数

(別紙1) 各主体の具体的な取組の提案

区分	主体	項目	目的	具体的取組み	主な関係課
プラスチック資源循環の促進	行政の取組み	プラスチックの適正処理	ごみ処理施設等におけるプラスチックのリサイクルと適正処理を推進する。	①プラスチックごみの一括収集 容器包装廃棄物の分別収集の促進、容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括収集の実施を検討する。 ②小型家電のリサイクル促進 プラスチック資源循環に向け、不燃ごみとして排出される小型家電のリサイクルを促進する。 ③清掃センターへの事業系ごみ搬入状況の確認 清掃センターでの展開調査を積極的に実施し、事業系ごみに含まれるプラスチックごみの適正処理を推進する。	廃棄物対策課 清掃センター
		市庁舎から排出されるプラスチックごみの抑制策	プラスチック資源循環に向けて、行政としての取組みにより、市庁舎から排出されるプラスチックごみの抑制を図る。	①市庁舎内設置の自販機でのペットボトル飲料の販売縮小 市庁舎内設置の自販機では、(紙)・ビン・缶による飲料商品の販売とし、ペットボトル飲料商品の販売を縮小を検討する。 ②食堂、売店で扱うプラスチック製品の抑制 食堂、売店では、ペットボトル、使い捨てのプラスチック製スプーン・フォーク・ストロー等を使用した商品はできる限り扱わない。 ③食堂、売店でプラスチック代替製品利用促進 食堂、売店では、弁当容器、菓子類は、プラスチック代替製品を採用している商品の利用を進める。 ④職員のマイボトル、マイ箸、マイストロー等使用促進 職員は、マイボトル、マイ箸、マイストロー等を持参するよう努める。 ⑤グリーン購入の徹底を実施 グリーン購入法に基づく新居浜市グリーン購入ガイドラインによる環境に配慮した物品等の調達を推進する。	管財課 人事課 CN推進室
		公共工事等でのプラスチック代替製品活用	公共工事等でのプラスチック代替製品の活用を検討する。	①公共工事でのプラスチック代替製品活用の検討 市の公共工事等で紙・バイオマスプラスチック等を利用した代替製品(プラスチック代替製品)が活用できるかどうか検討する。	契約課 工事担当課
		バイオマスプラスチック製品の使用の検討	バイオマスプラスチック製品の普及のため、庁内等での使用を検討する。	①業務上使用するごみ袋でのバイオマスプラスチック製の使用検討 庁内で業務上購入するごみ袋はバイオマスプラスチック製の使用を検討する。 ②ボランティア用ごみ袋でのバイオマスプラスチック製の使用検討 ボランティア用ごみ袋等へのバイオマスプラスチック製の使用を検討する。	廃棄物対策課 契約課
	市民・事業者の取組み	3Rの取組の実践	プラスチックの3R(発生抑制、再利用、再資源化)を実践することによるプラスチック循環の促進。	①マイボトル・マイ箸等の推進 マイボトル、マイ箸等を携行すると共に、不要な使い捨てスプーン、フォーク等の配布は断る。また、店舗では使い捨てグッズは必要な人へのみ配布する。 ②プラスチック容器等の繰り返し利用 プラスチック容器等はすぐに捨てずに繰り返し使うことに努める。 ③詰め替え商品や量り売りの利用 日用品購入に当たり、詰め替え商品の利用に努め、また、必要なだけを購入するため、量り売りを利用する。 ④マイバッグの利用 買い物にはマイバッグを携行し、レジ袋の提供を断る。 ⑤クリーニングハンガーの返却 不要なクリーニングハンガーは店舗への返却を行う。 ⑥プラスチックごみの分別徹底 ルールに従ったプラスチックごみの分別の実施	CN推進室 廃棄物対策課
		レジ袋削減推進協議会を通じた取組	レジ袋削減推進協議会を通じて、プラスチック資源循環に向けた取組を図る。	①販売レジ袋のバイオマス化 レジ袋削減推進協議会加入店舗で販売するレジ袋がバイオマスプラスチック使用となっているかの調査を実施し、全ての店舗で使用するよう呼び掛ける。 ②使用後のプラスチック製品の回収 店舗で販売し、使用後のプラスチック製品を店頭回収できないかの検討。	廃棄物対策課

区分	主体	項目	目的	具体的取組み	主な関係課
海洋プラスチックごみ対策の推進	行政の取組み	海洋プラスチックにかかる市民への周知啓発	海洋プラスチック削減に向けて市民への周知啓発を実施する。	①プラスチックごみの適正排出の周知啓発 燃やすごみの組成調査結果（プラスチック類の排出状況）及び海洋プラスチックの特集記事をホームページ、市政だよりに掲載する。 ②海洋プラスチックごみ問題啓発記事を記載したごみ分別大辞典の全戸配布 ごみ分別大辞典に海洋プラスチックごみ問題を啓発する記事を作成し、プラスチック一括回収実施の際に、改定し全戸配布を行う。 ③ポイ捨て防止の啓発推進 まち美化条例に基づくポイ捨て防止に向けた市民への啓発を推進する。	廃棄物対策課 CN推進室
		海岸管理者による海岸漂着物の処理の協力	県等が管理する海岸での漂着物の回収・処理に対する協力	①海岸管理者による漂着物回収・処理への協力 県等が管理する市内の海岸での漂着物の回収・処理に対し協力する。	廃棄物対策課 清掃センター
		補助金活用による海岸漂着物の回収・処理	市が管理する海岸や漁港において国の補助金を活用した、海岸漂着物の回収・処理を検討する。	①海岸漂着物の補助金を活用した回収・処分の検討 市が管理する海岸・漁港において国の補助金を活用した海岸漂着物の回収・処理の実施を検討する。	港務局 農林水産課
		河川、海岸クリーン作戦	河川、海岸のクリーン作戦を実施する。	①市民一斉清掃の見直し 市民一斉清掃場所を河川と海岸に特化して実施する。 ②学生・生徒による学習等の取組み 学生・生徒は海洋プラスチックの学習を兼ねて河川・海岸の清掃活動を実施する。また、海洋プラスチックを取り上げた絵画、作文等の作品募集を行う。 ③環境美化推進協議会による環境美化キャンペーンの取組み 環境美化推進協議会の環境美化推進員を中心に環境美化キャンペーンの清掃活動を河川・海岸で実施する。	廃棄物対策課 学校教育課
		ボランティアによる清掃活動に対する支援	プラスチックごみの回収にむけて、ボランティアによる河川・海岸での清掃活動を呼びかけると共に回収等の支援を行う。	①河川・海岸の現状を周知及び清掃活動呼びかけ 市政だより、ホームページ等で河川・海岸の現状を広く市民に周知し、清掃活動の必要性の理解を求め、清掃活動の呼びかけを行う。 ②アダプトプログラムへの参加に伴う支援 アダプトプログラムへの参加により、河川・海岸で行う清掃活動に対して回収支援を行う。	廃棄物対策課 地域コミュニティー課 河川水路課
	市民・事業者の取組み	看板・監視カメラの設置	河川・海岸に海洋プラスチック削減に向けての看板及び監視カメラを設置する。	①河川・海岸への看板・監視カメラの設置 河川・海岸の施設管理者と共に、海洋プラスチック削減に向けての看板及び監視カメラを設置する。	廃棄物対策課
		河川、海岸クリーン作戦	海洋プラスチック削減に向けて河川、海岸のクリーン作戦を行う。	①市民一斉清掃の参加 市民一斉清掃に参加し河川や海岸の清掃を行う。 ②学生・生徒による取組み 学生・生徒は海洋プラスチックの学習を兼ねて河川・海岸の清掃活動に参加する。また、海洋プラスチックを取り上げた絵画、作文等の作品を制作する。	廃棄物対策課
		マイクロビーズの使用抑制	マイクロプラスチック使用製品の抑制	①マイクロプラスチックを含む製品の使用抑制 マイクロビーズ等のマイクロプラスチックを含んだ製品（スクラブ洗顔料・歯磨き粉等）の使用を抑制し、マイクロプラスチックを使用しない製品に切り替える。	廃棄物対策課
		ボランティアによる清掃活動への参加	海洋プラスチックごみ対策のため、ボランティアによる河川・海岸での清掃活動に積極的に参加する。	①河川・海岸の清掃活動 海洋プラスチックごみ対策のため、ボランティアによる河川・海岸での清掃活動に積極的に参加する。	廃棄物対策課